

## 第 4 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

日 時 平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日 ( 木 )

場 所 白石町総合センターホール

白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会

第4回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成15年12月25日(木)					
招 集 場 所	白石町総合センターホール					
開会日時及び宣告	平成15年12月25日午後1時30分	議長	喜多輝昭			
会議録署名委員	久原房義		堤熊雄			
出席委員並びに 欠席委員  出席 19名 欠席 0名  凡 例 × 出席 ○ 欠席	委員氏名		出欠等	委員氏名	出欠等	
	会長	喜多輝昭		委員	北村美佐子	
	副会長	小池善夫		委員	副島正典	
	委員	山崎昭維		委員	堤熊雄	
	委員	片淵弘晃		委員	龍ヶ江淑子	
	委員	栗山紀平		委員	片淵一吉	
	委員	小野茂		委員	樋口和敏	
	委員	田中昭		委員	古賀キヨミ	
	委員	久原房義		委員	高尾茂	
	委員	江口剛太郎		委員	中野哲太郎	○
委員	香月幸雄					
幹 事 会 等	幹事長	大串和夫	産業経済副部長	林田明		
	副幹事長	鐘ヶ江武勇	産業経済副部長	溝上忠男		
	副幹事長	川崎啓義	上下水道部長	川崎隆弘		
	総務部長	北島正人	上下水道副部長	光武清人		
	総務副部長	溝上光一	上下水道副部長	岸川正照		
	総務副部長	本山静男	建設副部長			
	企画部長	山下正行	建設副部長	片淵久次		
	企画副部長	小野勝康	議会議務局部長	松下博文		
	企画副部長	小笠原光義	議会議務局副部長	鶴崎進		
	産業経済部長	片淵廣雪	議会議務局副部長	百武和義		
合 併 協 議 会 局 事 務 局	事務局長	上野達馬	調整班長	相浦勝美		
	事務局次長	鮎川慎吾	総務班	木須英喜		
	総務班長	小池武敏	計画班	川崎常弘		
	計画班長	古田正孝	調整班	堤和彦		
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

第 4 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
事 件 番 号	会 議 録 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	挨拶	1 ~ 2
	会議録署名委員の指名	2
協議事項		
協議第 2 0 号	議会議員の定数及び任期の取扱い（継続協議）	2 ~ 5
協議第 3 2 号	事務組織及び機構の取扱い	5 ~ 6
協議第 3 3 号	一般職の職員の身分の取扱い	6 ~ 1 4
協議第 3 4 号	特別職の身分の取扱い	
協議第 3 5 号	条例、規則等の取扱い	1 5 ~ 1 6
協議第 3 6 号	消防団の取扱い	1 6 ~ 1 9
協議第 3 7 号	防災関係の取扱い	
協議第 3 8 号	農林業の取扱い	1 9 ~ 2 3
協議第 3 9 号	水産業の取扱い	2 3 ~ 2 4
協議第 4 0 号	商工観光の取扱い	2 4 ~ 2 8
協議第 4 1 号	建設関係事業の取扱い	2 8 ~ 3 2
協議第 4 2 号	公営住宅の取扱い	
協議第 4 3 号	上水道の取扱い	3 2 ~ 4 0
協議第 4 4 号	下水道の取扱い	
そ の 他	建設計画の基本方針について 第 5 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 の 日 程 に つ い て	4 0 ~ 4 5
	閉 会	4 5

## 第4回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年12月25日(木)  
場 所 白石町総合センターホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 協議事項

協議第20号 議会議員の定数及び任期の取扱い(継続協議)

協議第32号 事務組織及び機構の取扱い

協議第33号 一般職の職員の身分の取扱い

協議第34号 特別職の身分の取扱い

協議第35号 条例、規則等の取扱い

協議第36号 消防団の取扱い

協議第37号 防災関係の取扱い

協議第38号 農林業の取扱い

協議第39号 水産業の取扱い

協議第40号 商工観光の取扱い

協議第41号 建設関係事業の取扱い

協議第42号 公営住宅の取扱い

協議第43号 上水道の取扱い

協議第44号 下水道の取扱い

(2) その他

建設計画の基本方針について

第5回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

5. 閉 会

副 会 長	<p style="text-align: center;">( 開 会 )</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから第4回白石・福富・有明3町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長からご挨拶を申し上げまして、その後、引き続いて審議の進行を会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。今年も残すところ1週間余りになってまいりましたけれども、皆さん方、大変お忙しい中に本日ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今年の日本経済を見ておりますと、政府等の政策的ないろんなてこ入れが講じられたところでございますけれども、そういう中で改善されておるような話もございますけれども、私どもから見ると、雇用あるいは景気、こういうことがなかなか改善されたという実感はございません。そういうことで新しい年に期待を寄せるところでございます。</p> <p>一方、私どもの3町の行政面では、一番の課題でございましたこの町村合併の問題でございますけれども、昨年の7月1日に杵島6町合併協議会が発足をして、今年の9月には解散をして残念な結果になったわけでございますけれども、私ども3町につきましては、新たに11月1日に白石・福富・有明3町合併協議会を発足させていただいたところでございます。</p> <p>特に、今、そういうことで合併に向けて皆さん方には熱心にご協議いただいておりますことに対しまして、この場をかりまして厚くお礼と敬意を評する次第でございます。</p> <p>合併の必要性については、もう私どもがいろいろ言うことはございませんけれども、やはり社会・経済、あるいは国の財政、こういう中で非常に厳しい状況でございます。昨日、平成16年度の政府予算案が決定されたところでございます。非常に厳しい財政の中でございますけれども、その中でも特に地方財政の部分を見ておりますと、交付税につきましてはマイナス6.5%、そして、臨時財政対策債につきましてはマイナス28.6%、地方財政を総合して見ますと11.9%、約12%のマイナスということになりますと、私ども地方財政、市町村財政は厳しくなるということで思っておるところでございます。だからといって、即、この問題が解決あるいは改善されるというような状況にはないところでござ</p>

<p>小 野 委 員</p>	<p>ざいます。</p> <p>そういう状況でございまして、先ほど申し上げましたように、私どもも合併に向けて今後とも努力が必要であろうというふうに考えております。</p> <p>そういう意味で、今年の協議会も本日が最後になりますけれども、今後とも、先ほども申し上げましたように、合併に向けてお互いがお互いの意見を尊重し合いながら協議事項が全項目に向けて合意ができますよう、今後ともご協力をよろしくお願いを申し上げ、さらには、皆様にとりまして新しい年がすばらしい年になりますように心から祈念を申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速でございまして、協議に入らせていただきます。</p> <p>本日の協議会は、協議会委員 19 名に対しまして 19 名の出席でございますので、規約第 10 条第 1 項の会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名でございますが、議長が指名することになっておりますので、僭越でございますけれども、私の方から指名をさせていただきます。</p> <p>本日は、福富町の久原房義委員、堤熊雄委員の 2 名に会議録署名委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。</p> <p>協議事項でございますけれども、前回からの継続協議となっております協議第 20 号【議会議員の定数及び任期の取扱い】を議題といたします。</p> <p>これにつきましては、内容の説明は前回終了いたしております。事務局の追加説明もございませんので、早速でございまして、それぞれの町からご意見を申し上げます。</p> <p>福富町の小野でございます。議員の任期及び定数につきましては、これまで本町が開催した地区住民説明会の際に住民の方々から、人口規模が一番小さく、合併後、自分たちの生活はどうなっていくだろうか、自分たちの声は新しい行政に反映されるであろうかと心配する意見が数多く出てきたわけでもございます。福富町といたしましては、住民の代表として議会が合併を議決する上で、6 町から 3 町に枠組みが変わり、状況も変わっているわけでもございます。住民の切実な心配を無視し、また、性急に結論を出さず、やはり特別委員会なり、また私たちの議会の中でも各委員長あたり、それから今回の議会でも一般質問等で審議を尽</p>
----------------	--

<p>議 長</p>	<p>くしてまいったわけでございます。住民の声の反映が十分にできるかという問題から、在任特例法を主張し、前回の12月10日の合併協議会の折に継続協議をお願いしたわけでもございます。</p> <p>その後、今日まで何回となく議会で協議を重ねてまいった結果、原案のとおり、議会議員については在任特例及び定数特例は適用せず、原案どおりの定数、26名以内で50日以内の選挙を行う。また、選挙区につきましては、全町域で1選挙区とするということで、福富町議会の意見の集約をいたし、原案に賛同することにいたしましたので、ご報告をいたします。</p> <p>終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、前回、再度協議をしたいという話がございました有明町の方からどなたか。</p>
<p>江 口 委 員</p>	<p>有明町議会の江口でございます。継続審議という形で有明町議会といたしましては特別委員会を2回ほど開き、議員の定数、任期等について話し合いを行ったところでございます。</p> <p>有明町の囑託員会、それぞれの関係者の方々のご意見等を総合的に判断をいたしますと、囑託員の方々には地域の代表者である、代表者の意見も尊重しなくてはいけないんじゃないかというようなことになりまして、第1回目の特別委員会のときよりもずっと内容的に変化が生じてきてまして、どうにか有明町議会としましても原案どおりの形で賛同をしようというような形でまとまったところでございます。1人だけ、私の方からも説得をいたしましたところ、どうしてもというようなことのようにございました。</p> <p>それで、有明町議会といたしましても、こういった形で原案どおりで承諾をしたいというような報告をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>白石町の方で何か議会関係で、今、議会関係の方々から話をいただいておりますけれども。</p>
<p>田 中 委 員</p>	<p>白石の田中でございます。白石町は当初から議会の特別委員会を持ってありますが、それに合併協議会の3人の委員の人も入れまして特別委</p>

	<p>員会をやっておるわけですが、その中で原案どおり、合併と同時に50日以内に、定数は26名で、そして全町1選挙区ということでいこうということで大体合意をいただいております。その中で1人、反対という方がいらっしゃいましたが、ほかの人は全員、原案どおり、26名で全町1区で50日以内に選挙をするということで合意をしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 ほかに何か委員さん方から、はいどうぞ。</p>
<p>堤委員</p>	<p>福富の堤でございます。さっき有明の方から囑託員の方のご発言がございましたので、私の方も駐在員と区長会とやっておりますので、今の件について申し上げたいと思います。</p> <p>結論から言いますと、原案に賛成ということでございます。その賛成の理由を申し上げます。理由は3点ございます。</p> <p>第1点は、新しい町が出発するということになりまして、住民サイドから申しますと、よその町の議員の方は知らない、だから選挙をして回って、私は何々ですということをはっきり述べられ、そして政権、マニフェストですか、そういうものを述べられるとよくわかるわけですね。そういうことで住民の側から言いますと、そういうふうな選挙があった方が議員さんのことがよくわかるんじゃないかということが1つございます。それから、議員さん側から考えても、やはり福富の人は有明の端々まで回ってもらうと状況もわかられると思います。有明の方は福富の端々まで来てもらうということでよく理解ができるんじゃないかと、よい政治ができるんじゃないかというふうに考えるわけです。</p> <p>第2点は、緊縮財政ということが何遍も出ております。交付税も少なくなっているということで、やはり経費の節減ということが考えられます。これも大きな理由でございます。</p> <p>第3点は、町長選と議員の選挙が一緒にありますと、住民が何回でも、地方選挙になりますと住民を巻き込んだ非常に大変な選挙でございます。そういうことで住民の負担が非常に大きいというようなことが考えられるわけです。</p> <p>そういうことでございまして、この3点から区長会としては、やはり原案どおりしていただきたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに学識の委員さん方を含めて何かご意見ございませんか。</p>



樋口委員		意見はございません。本当に議員さんたちは地域住民の声を聞き入れていただきまして、誠にありがとうございます。原案でぜひ確認していただきたいと思います。ありがとうございます。
議長	長	ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	長	なしということでございますけれども、原案どおりに確認いただくということでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	長	異議なしということで処理をさせていただきます。協議第20号【議会議員の定数及び任期の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。
		次に、協議第32号【事務組織及び機構の取扱い】を議題といたします。
局長	長	事務局です。協議第32号【事務組織及び機構の取扱い】につきまして、ご説明をいたします。
		資料の2ページでございます。新設合併によりまして3町とも廃止になります。同時にあらゆる事務組織及び機構につきましては消滅をするということになります。そのため事務組織及び機構につきましては、合併後の事務処理に支障を来さぬように準備をする必要があります。また、新町が発足する際には条例で定めておく必要があります。
		今回は、新町の実務組織及び機構づくりについての基本的な考え方ににつきましてご提案をするものでございます。
		合併当初の新町の組織及び機構は、本庁方式を基本としております。現在の3町の庁舎につきましては有効に活用するものといたします。第2回の協議会におきまして、現在使用している各役場につきましては、住民サービスを低下させないように有効利用をするということで確認がなされております。今回、それに沿ったところの提案でございます。
		次に、調整の内容でございますが、1番の「新町の実務組織及び機構は、「新町における事務組織及び機構の整備方針」に基づき整備する」ということとしております。2番の「新町の実務組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮する」こととしております。新町

	<p>における事務組織及び機構の整備方針は下の方に掲げておりまして、6点ございます。ご覧いただきたいと思いますが、その中で最後の(6)の部分でございます。支所機能についてでございますが、住民の皆さんが不便にならないようにと考えておりまして、住民の利便性の確保と住民自治への寄与という2本の柱で支所の機能を充実させていきたいということで考えております。</p> <p>なお、今回の整備につきましては、あくまで合併時のものでありまして、合併後には職員の減少、本庁機能の充実などが考えられますので、常に運営の効率化、規模等の適正化には十分対応していきたいということで考えております。</p> <p>次に、3番目の附属機関等についてでございます。附属機関等につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、法律または条例の定めるところにより、審査、諮問、調査などのために行政が設置する機関を言います。現在、各町に附属機関が設置されていますので、合併後はその必要性や地域の実情を考慮し調整したいと考えております。その方針は、下の方に「附属機関等における整備方針」ということで掲げておりますが、各町に置かれている附属機関は、原則として統合することとし、独自のものはそれぞれの実態に対応して整備することにしております。</p> <p>非常に簡単でございますけれども、以上で協議第32号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>議長 長 説明が終わりましたが、皆さんからこのことについてご意見、あるいはご要望その他、ございましたら出していただきたいと思いますが、ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>議長 長 異議なしということでございますけれども、この内容でご了承いただけるでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> <p>議長 長 それでは、協議第32号【事務組織及び機構の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第33号【一般職の職員の身分の取扱い】、協議第34号【特別職の身分の取扱い】については、共通する部分もございますので、一括して説明をし、協議をしていきたいと思っております。</p>
--	--

<p>局長</p>	<p>事務局からよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。先ほど議長が申しましたように、協議第33号と協議第34号につきまして一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、協議第33号【一般職の職員の身分の取扱い】についてご説明を申し上げます。</p> <p>調整の内容といたしまして、3町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとするということにしております。</p> <p>一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、4ページに参考条文を載せております。市町村の合併の特例に関する法律第9条1項をご覧くださいと思いますが、そこには「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」ということで規定をされております。</p> <p>また、同条の2項では、「合併市町村は職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」ということで定められております。</p> <p>この法律に基づきまして、調整の内容といたしまして、3町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとするということにしているところです。</p> <p>次に、前のページに戻っていただきまして、調整の具体的内容につきまして説明をいたします。</p> <p>1点目につきましては、さきに説明をしたとおりであります。</p> <p>なお、下の方に条例定数と実職員数ということですが、平成15年4月1日現在の3町の現在の職員数につきましては、合計で条例定数が378人に対しまして348人ということになっております。</p> <p>次に2点目でございますが、「職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする」としております。合併時には法律に基づいて、すべての職員を引き継ぐわけですが、行政改革という面、また財政的な面から、その後、職員の削減を含めて当然合理化が必要になると思います。そういう面から10年あるいは15年という期間の中でどの程度の職員が必要になるのか。また、住民サービスを低下させない組織体制はどのようにあるべきかといったことを、ここに言う定員適正化計画を策定して進めていこうというものでございます。</p>
-----------	---

次に3点目、職名についてでございます。下の方に3町のそれぞれの職名を載せております。合併した場合には統一を図るということでございます。その場合については合併特例法の趣旨を活かし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整するというようにしております。

次に4点目でございますが、給与制度についてです。3町に限らず、職員給与はおのおの違っているのが現状でございます。新町の職員として同じ仕事をしていくわけですので、給与の格差があるものにつきましては、合併後速やかに是正をするということで調整をしたいと考えております。

4ページは、関係条文を載せております。

次に5ページをお願いいたします。協議第34号【特別職の身分の取扱い】について説明をいたします。

調整の内容といたしまして、「1.特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等及び実情を考慮し、調整する。2.特別職の報酬等については、合併時まで調整する。」、こういうことしております。

調整の具体的内容につきまして説明をいたします。

まず、町長、助役、収入役、教育長の4役の調整案でございますが、新設合併した場合はこうなるという定めが法令にあります。それに沿って処理がなされるということになります。そこで、「町長、助役、収入役、教育長の任期等については、法令の定めるところによる」ということしております。具体的には、特別職は合併すると、その前日をもって失職することになります。首長についても身分を失うことになります。合併後50日以内に行われる選挙により新しい首長が選出されるということになります。助役、収入役につきましても、首長と同様に身分を失うことになります。新しい首長が議会の同意を得て助役、収入役を選任するというようになります。

2番目の町議会議員及び農業委員会の委員についてでございます。これにつきましては別途協議項目の中で協議しておりますので、「別に協議をする」ということしておりますが、農業委員会につきましては、前回の協議会で確認をしていただきました。そういう方向で進めるということしております。それと、町議会議員さんの任期につきましても、先ほど定数につきまして協議をして確認をいただいたところでございます。そういうことで進めることしております。

次に3点目でございますが、地方自治法第180条の5で市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられている行政委員会の身分についてでございます。この任期につきましては、さきに説明しました首長さ

<p>議 長</p> <p>久 原 委 員</p>	<p>ん、助役さん、収入役さんと同様になります。</p> <p>参考までにですが、教育委員会の最初の委員、また、新議会までの選挙管理委員会の委員、固定資産評価委員会の委員の選任に限っては、新しい首長の就任を待たずに、特別な手続がありまして、一定期間、その職務を行うということになります。</p> <p>4点目でございますが、その他条例で定める特別職、いわゆる各種審議会の委員の身分の取扱いということになります。これらの委員の身分も首長の場合と同様で、委員の身分は失われ、新しい首長が任命することになります。資料7ページに各種審議会の委員を3町ごとにそれぞれ載せております。これを見ていただければわかりますように、各町によって違いが見られます。そのため、その他条例で定める特別職については、3町にすべて設置されていて、引き続き必要のあるものは統合をする。その他のものにつきましては合併後速やかに調整をするということにいたしております。委員数につきましては、新しい首長が判断をして任命することになります。</p> <p>最後に、特別職の報酬等ということで、5ページの具体的内容の5番のところでございます。通常は、特別職報酬審議会へ諮問がなされるわけですが、この審議会はその他の条例で定める審議会ということになりますので、新しい首長が選出された後に任命されることになります。そのため調整案といたしましては、諮問が行われる状況になるまでは、当面、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整をするということにしております。</p> <p>そういうことで5ページ、6ページ、7ページにつきましては、4役、監査委員、その他の特別職の委員ということで3町ごとに載せております。ご覧いただければと思います。</p> <p>8ページにつきましては、この関係条文を載せております。そういうことでご覧いただければと思います。</p> <p>以上、協議第33号【一般職の職員の身分の取扱い】、協議第34号【特別職の身分の取扱い】につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議第33号【一般職の職員の身分の取扱い】について、皆さん方からご意見等いただきたいと思っております。</p> <p>福富の久原でございます。3ページの中でお尋ねをいたしたいと思</p>
---------------------------	--

議	<p>長 ますが、調整の具体的内容の2項で、「新町において定員適正化計画を策定し」と書いてありますけれども、現在348名の職員さんがおっていただくわけですが、これはある程度目標として、5年後、あるいは10年後にどの程度の職員数まで削減をしていこうという目標を持っておられるのか。</p> <p>あわせて、348名の職員さんがおっていただく中で、現在で結構ですけれども、50歳代の方が何名さんいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>まず、50歳代が何名おられるかということを経理局から。そして、最初に発言がございました目標ですね、適正化計画、いうならば定員管理の部分について幹事会で協議された分がございましたらご披露いただきたいと思います。</p> <p>暫時休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">( 休 憩 )</p>
議	<p>長 再開いたします。</p>
局	<p>長 先ほどの久原委員の質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、職員数348名に対して50歳以上は何名いるのかということでございます。基礎のデータが、資料は平成15年4月1日現在となっておりますが、1年前の平成14年4月1日現在ということでお答えをさせていただきたいと思います。そのときは職員数が346名となっておりますが、50歳以上につきましては51名ということでございます。</p>
議	<p>長 暫時休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">( 休 憩 )</p>
議	<p>長 再開いたします。</p> <p>事務局からお答えいたします。</p>
局	<p>長 先ほど51名ということで答弁をいたしました。計算の違いがありま</p>

議 長	<p>して、50歳以上につきましては約70名ということです。</p> <p>もう1つの質問の目標、こういうことが幹事会で議論されておればお願いいたします。</p>
幹 事 長	<p>幹事会からお答えを申し上げたいと思います。</p> <p>幹事会では、具体的にどういう方針でというぴしゃっとした方針は定めておりません。今、50歳以上の人数等がわかりましたけれども、年齢構成ももちろん影響いたします。5年後にどれぐらいになす、10年後にどれぐらいになすという数字は、具体的には今ここでお示しすることはできません。今後、議論が進む中で、そういうご質問が出たときには事務局の方でも検討をずっとしていくということになりますので、ある程度時期が過ぎた段階ではお示しできるのかなという気がいたしております。</p> <p>類似団体というのがございますが、全国的に見ておりますと、2万8,000人程度の町というのは非常に少のうございます。そういう中で類団を目標にするというのが1つの方針になるだろうと思いますが、今後、お話しのように財政も厳しいということから定員管理の計画というものをつくって早目に削減をしていくという方向で努力をしなければならんというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>今、説明がありましたけれども、まだ幹事会の方では具体的な協議はしていないということであります。類団というのは類似団体、言うならば似た団体ということでございますのでご理解いただきたいと思えます。類似団体、あるいはそのほか業務上のこともあろうと思えますけれども、そういうことで後、検討したいということでございます。</p>
久 原 委 員	<p>5年後、10年後のはっきりしたものでなくても、おおよそのそういった目標というのは、特に人件費というのは財政の中では大きなウエートを占めるわけです。前段の議会議員の定数云々、あるいは任期云々ということ、あるいは特別職の数についても相当数減っていくわけで、これもほとんどが経費節減のためだという理由づけでもございます。</p> <p>そういうことからいけば、特に人件費は職員の方の給与なり福利厚生費なりいろんなものの中で大きなウエートを占めるわけでありますから、これはやはり早急にそういった調査なり研究なりやっていただい</p>

て、そういったものが出てきませんと、後々の本当の今後のまちづくり計画の具体的な中身というのが非常にぼやけてしまうと思うわけです。人件費にどの程度の費用が要る、そこら辺をちゃんと押さえながら全体のまちづくり計画なりが当然できていくというふうに思いますから、ここは非常に重要なポイントだというふうに思っております。

そういったことなり、あるいは50歳代の方が約70名ということで発表いただきましたけれども、ただ自然減ということで考えますと、ここ10年間で70名さんは自然と定年退職を迎えていかれるわけですが、果たして自然減だけでいいものなのか。定年を迎えられて、10年間黙って見ておって70名さん減ったと。減ったというのは10年間採用ゼロで70名さんの減ということですから、採用ゼロというのが、これも1つ問題だというふうに思います。2人、あるいは3人退職されるごとに少なくとも1人さんぐらいは採用もしていかななくてはいかんだろうというふうにも思いますから、恐らくそういった形で2分の1、あるいは3分の1という形で新規採用をしていくということになれば、これは70名減にはならんわけですね。定年退職される方が70名で半分採用したとして35名採用ということになればマイナス35という程度しか減らんわけですから、それで果たしていいのかと。

ここの中で考えられるのは、いわゆる早期退職の勧奨制度ですね、ここら辺をひとつ十分研究をしていただいて、6町の中で巷でちょっと話を聞きましたけれども、そういった勧奨制度があれば、あと何年か定年まであるけれども、合併と同時に、合併前といいますか、いっそのこと、この際辞めてしまって次の仕事を何かやりたいというような希望の職員さんの中にはおられたというような話も聞くわけでございまして、これはやめんさいということで強制は絶対できませんけれども、そういった制度があって、そういったものを有効に活用しながら第二の人生をスタートさせたいというような希望者の方がもしおられるかもわからんわけですから、ぜひそういった制度を研究していただいて、できれば合併前にそういったものをしていただいて、合併後も暫時そういう形もいいと思いますけれども、できれば合併前にそういう希望者の方を募っていただいて、そこで何十名さんかもしおられたと、そういう希望者の方がもしおられたということになれば、即、経済効果に、行政負担の効果としてははっきり出てくるわけですから、そういったこともあわせてご検討いただきたいと思います。

以上です。



<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>意見がございました定数の今後の計画といたしますが、具体的な計画は、ここに書いておりますように「新町において定員適正化計画を策定し」ということになっておりますけれども、1つの目標等については、幹事会等でも検討あるいは研究をいただきたいというふうに思っております。</p> <p>ほかに意見ございませんか。</p>
<p>田 中 委 員</p>	<p>白石の田中でございますが、さっき、久原委員から人件費、職員の数を減らしたらどうだろうかという話があったわけですが、新庁舎ができるまでは分庁方式でいくわけですね。例えば、有明町の庁舎を使って、あそこに総務課なり企画課なり議会等が移っていく、そして白石町に産業課あるいは建築課を置くとか、あるいは福富町に何々を置くというように課別で移らにゃいかんと思うわけですが、その間、あるいは庁舎ができてからも福富町にも、あるいは有明町にも支所が残るわけですね。支所の機能をどの程度残すかによっても職員の数が決まってくると思います。そういうことで今すぐに職員を将来5年先、10年先に幾ら減らすということが果たしてできるだろうか。これはやっぱり合併をしてみて、そして新しい庁舎ができて、そしてどういう機構でやっていくのか、そういうことを決める段階でおいおい出てくるものだと私は思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それぞれ意見があるでしょうけれども、いろいろ議論されている中では、やはり将来の適正な人員というのはあると思います。ですから、今意見が、70名という話がありましたけれども、70名本当に減らすのか、あるいは10年間でもっと多くするのか、あるいはもっと少なくするのか、これは先ほども言いましたように、業務、あるいは類似団体とかなんかを参考にさせていただいて研究をしていただくという話の中で、今、双方言われる話を今後研究いただくということで私は申し上げたつもりでございますので、そこら辺は、今ここで具体的にどうということだからこうするという話にはならないだろうと思いますので。</p>
<p>次 長</p>	<p>事務局の方から1点だけ。今、田中委員さんの方から分庁方式という話が出ました。これにつきましては第2回の協議会で新町の事務所の位置についてという協議項目の中で確認をいただいているわけですが</p>

<p>議 長</p>	<p>も、「新町庁舎建設までの間、庁舎の利用方式は本庁方式を基本とする」という形での確認をいただいておりますので、先ほど言われたように、あそこの町が総務部門だよ、ここは企画部門だよと、そういった分庁方式ということは、今のところ、我々は考えていないということだけ確認させていただきたいと思います。</p> <p>そこは田中委員、おわかりの上で言われたというふうに私も理解しておりました。というのは、もともと話がありますのは、有明町の庁舎には全体は入り切らないだろうと。実際やってみないとわかりませんが、半分ぐらいしか入り切らんとじゃなかろうかとか、3分の2ぐらいしか入り切らんとじゃなかろうかとか、いろんな意見がありますので、今の話は実際やる中でのこと、ただ本庁と分庁の区別の中で田中委員さんが言われていると、わかって言われているんじゃないかなと思ったんですけども、そういう意味でいいですね。本庁方式ということは、これは前に確認しておりますので。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>なしということでございますので、意見も出尽くしたようでございますので、協議第33号【一般職の職員の身分の取扱い】は、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議第34号【特別職の身分の取扱い】について、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、協議第34号【特別職の身分の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>ここで暫時休憩をさせていただきます。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>

議 局	<p>再開いたします。</p> <p>次に、協議第35号【条例、規則等の取扱い】を議題といたします。</p> <p>これについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、協議第35号【条例、規則等の取扱い】について、ご説明をいたします。</p> <p>資料は11ページでございます。調整の内容といたしまして、「条例、規則等の取扱いについては、「白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき調整する」ことといたしております。</p> <p>次に、調整の具体的内容についてでございます。条例、規則等の取扱いでございますが、3町が新設合併した場合については、現在の条例、規則等については、すべて廃止されるわけでございます。それに伴いまして、それぞれの町で制定をされております条例、規則等は効力を失うということになります。したがって、職務執行者において新町の発足の日から事務事業を遂行するために必要な条例、規則等を制定し、施行する必要がございます。そういうことで条例なり規則につきましても、行政事務の根幹をなすものでございますので、現在、合併協議会において協議をされておりますそれぞれの事務事業の調整方針によりまして、今後、具体的な作業に入っていきたいということで考えております。</p> <p>そこで、白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針ということで3つほどここに掲げております。</p> <p>施行の方法による区分ということで、1つ目といたしましては、合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行される条例関係がございます。これは新町の発足の日から事務事業を遂行していく場合に必要な条例、町政の執行上、空白期間を設けられない条例関係につきましても、職務執行者で専決処分として施行していくものでございます。例えば、職員の定数条例、印鑑条例、使用料及び手数料関係、特別職・一般職の給与条例、こういうものが専決処分として必要になると思います。</p> <p>2つ目といたしまして、合併後、逐次制定し、施行させるものということで、新町長の政策判断に委ねた事務事業をしていくために、新町発足後に施行されるものでございます。例えば表彰条例や附属機関の設置条例、こういうものがあります。</p> <p>3つ目といたしまして、合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるものということで、これも新町において空白期間を置くことができないもの、または専決処分もできない事項で、新町長の政策判断で</p>

<p>議 長</p>	<p>もって執行していく条例関係でございます。</p> <p>このようなことから、条例、規則等の取扱いにつきましては、白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針に基づき調整をすることといたしております。</p> <p>12ページにつきましては、関係条文ということで載せております。</p> <p>13ページから19ページまで3町の条例を載せております。条例は、3町合わせて約430本程度あります。ほかに規則等を含めると相当な数になります。これらを今後、条例、規則等の整備方針に基づきまして調整をしていくということになります。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、協議第35号【条例、規則等の取扱い】についての内容説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま説明がりましたが、この内容についてご意見等があればお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>意見がないようでございますので、協議第35号【条例、規則等の取扱い】については、ご了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第36号【消防団の取扱い】について、協議第37号【防災関係の取扱い】について、まとめて議題といたします。</p> <p>このことについて一括して事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第36号、協議第37号につきまして、一括して提案説明をいたしたいと思ひます。</p> <p>まず、協議第36号【消防団の取扱い】について、説明をいたします。</p> <p>資料につきましては20ページでございます。消防団の取扱いにつきましては、ここに提案をしておりますように、「新町の消防団は、各町の消防団を合併時に統合する」ということで提案内容といたしております。ここに(1)から(4)まで4項目挙げております。「(1)新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。(2)消防団員の報酬、各種手当等については、合併時に調整する。(3)消防関係の補助金・助成金については、新町において調整する。(4)消防関係車両等の購入計画については、合併後に新町において策定する。」ことといたしております。</p> <p>調整の具体的内容について説明をいたします。</p>

団員の定数についてでございます。条例定数を下の方に挙げております。現在、条例定数が 3 町で 1,297 名に対しまして実人員が 1,249 名であります。合併時には実人員を考慮して団員定数を定めたいということで考えております。合併後、同規模町村を参考にして定数の検討を行うということにしております。

21 ページをご覧くださいと思います。分団数でございますが、現在、3 町で 10 分団でございます。合併後において分団の統合についての検討を行うことにいたしております。これは合併時に統合を実施すれば指揮命令系統に混乱が生じますので緊急時に対応できなくなるということ为了避免のために、当面、現行どおりということにしております。

それから、部数についてです。現在、46 部でございます。当面、現行どおりということにしております。合併後に段階的に部の統合について検討することといたしております。

22 ページをお願いいたします。消防団員の報酬等についてでございます。消防団員の報酬につきましては、ここに挙げておりますように、各町それぞれ違いがございます。近隣町を参考にしながら検討を加え、合併時に調整をし、定めていきたいということで考えております。

23 ページをお願いいたします。消防関係の車両等についてでございます。調整の具体的内容といたしまして、消防関係車両等につきましては、各町の購入計画を基本としながら、新町で策定する地域防災計画において年次計画を策定することといたしております。

次に、協議第 37 号【防災関係の取扱い】について、ご説明をいたします。

24 ページでございます。調整の内容といたしまして、「1. 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する」ことといたしております。「2. 災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う」こととしております。「3. 災害時の情報伝達については、合併時に新たな連絡体制を確立する」ということでございます。

次に、調整の具体的内容ということでございますが、防災会議は、現在、各町、災害対策基本法の第 16 条に基づきまして設置をされております。新町においても新たに設置をすることとしております。また、地域防災計画は、防災会議の中で策定されていることから、新町においても策定することといたしております。さらに、災害対策基本法第 16 条第 6 項によりまして、合併時に防災会議条例を策定することといたしております。

<p>議 長</p>	<p>25ページをお願いいたします。災害対策本部についてでございます。現在、各町とも災害対策本部条例を制定されております。これも合併時において災害対策本部条例を策定いたしまして組織編成を行うこととしております。</p> <p>26ページをお願いいたします。非常連絡体制についてでございます。非常連絡体制につきましては、当面は現行の体制を維持していくこととなりますが、新町において地域防災計画を策定する中で充実を図っていきたいということと考えております。</p> <p>早口で申しわけありませんでしたが、協議第36号、協議第37号につきまして提案説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいま説明していただきましたが、まず、協議第36号【消防団の取扱い】について、ご意見、質問をお受けしたいと思っております。どなたかございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>意見もないようでございますので、協議第36号【消防団の取扱い】については、了承をいただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第37号【防災関係の取扱い】について、ご意見を賜りたいと思っております。</p>
<p>江 口 委 員</p>	<p>有明の江口でございます。非常連絡体制についてお伺いをいたしたいと思っております。今まで緊急の連絡につきましては、火災等については消防署の方から各自治体に連絡があって、各自治体で通報するというような形になっておったわけですが、3町合併後、そういったシステム等はどのようにするのか。消防署の方から各自治体、旧3町に連絡があってそういったシステムをなさるのか、その辺はどういった会議をなされていらっしゃるのか。</p>
<p>局 長</p>	<p>先ほどの質問につきまして答弁をさせていただきます。</p> <p>この非常連絡体制につきましては、当面は現行の体制を維持していくということにしております。新しい町になりまして地域防災計画を策定するという中で、より充実をした連絡体制にしたいということで考えております。</p>

議	長	今説明したとおりでございますけれども、基本的には連絡体制というのを3町合併したときに新しくつくって従来の機能、ここに書いてあるような機能以上のことをするようにというような説明でございます。
江口委員		出動体制の場合、今まで各自治体ということだったと思いますけれども、合併後、3町同時に仮に消防団が出動した場合、非常に混雑をするんじゃないかというような懸念があるわけでございます。仮に福富町で火災が発生した場合、有明町の消防団、白石町の消防団がどっと押しかけて消火に努めるというような状態が発生した場合は非常に混乱を生じるのではないかというような心配をするわけですが、その辺の体制についてどういうふうなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。
住民部会長		今のご質問の件でございますけれども、3町になった場合、防災計画をつくりまして、その中で通信体制といいますか、そういうことを今後話し合っていきますので、今の時点では、今の、旧町にそれぞれ緊急の伝達があって、それを住民の方にお知らせするというふうなこと。しばらく、そういう形でいくようになるかと思います。当然、そこに書いてありますように、新たな町が誕生した場合に、そういうふうな防災計画の中でつくっていくというふうなことで協議を進めておるところでございます。ですから、さっき言ったように、しばらくの間は今の体制でいくということをご理解いただきたいと思います。
議	長	ほかにご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	なしということでございますので、協議第37号【防災関係の取扱い】につきましては、ご了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。 次に、協議第38号【農林業の取扱い】を議題といたします。 これについて事務局から説明をお願いいたします。
局	長	それでは、協議第38号【農林業の取扱い】について、説明を申し上げます。 資料につきましては27ページでございます。調整の内容ということで、1番から6番まで挙げております。「1.農振農用地区域について

は、現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する」ということにしております。2は農業関係事業についてでございます。「(1)国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する」ということにしております。「(2)町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する」こととしております。3は農業農村整備事業についてでございます。「(1)国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する」ということにしております。「(2)町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する」こととしております。「(3)農道については、現行のとおり新町に引き継ぐ」こととしております。「4. 農業関係団体については、現行のとおりとし、新町において調整する」こととしております。「5. 林務関係事業については、新町において引き続き実施する」こととしております。「6. 農道については、現行のとおり新町に引き継ぐ」としてしております。

次に、調整の具体的内容についてということで説明をいたします。

農業振興地域整備計画についてでございます。3町とも農業振興地域として県からの指定を受けております。3町においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして農業振興地域整備計画を策定され、農業振興に関する施策を計画的に進められております。このようなことから農振農用地区域は、現行のとおりとし、新町において策定いたします農業振興地域整備計画に基づきまして調整をすることといたしております。

28ページをお願いいたします。農業経営基盤強化促進対策事業についてでございます。農業経営者や関係する団体が農業経営の発展を目指すに当たって、これらを支援するための1つの事業でございます。3町ともそれぞれ実施されておりますことから、これも引き続き実施をすることとしております。促進体制等につきましては、新町において整備をすることとしております。

次に、地域農業マスタープランについてでございますが、「新町において調整し新たに作成する」ことといたしております。

次に、一番下の方に町助成事業ということで、農業経営基盤強化資金利子補給補助金ということですが、これも3町それぞれ実施をされております。そういうことから現行どおり新町においても実施をすることとしております。

29ページをお願いします。米政策大綱についてでございます。調整の具体的内容の(1)でございますが、(1)につきましては、国の方針によ



りまして、毎年度、各町に割り当てられる配分面積が変わってまいります。そういうことで新町において調整することといたしております。(2)につきましても、地域水田農業推進協議会は、生産調整をするに当たっての協議会でありますので、新町において新たに設置をすることとしております。(3)の地域水田農業ビジョンにつきましても、新町において作成することとしております。(4)の米政策改革大綱町単独助成事業につきましても、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討することとしております。

31ページをお願いいたします。土地改良事業関係でございます。調整の内容にありますように、国営筑後川下流土地改良事業についてです。下の方に各町の受益者の負担割合を載せております。この中で一番下、白石平野地区(直送)事業の末端施設、この部分が3町で受益者の負担割合に違いがあります。福富町、有明町が農家負担が4%、白石町が2%となっております。これを統一するという考え方から、この調整といたしましては、白石町の例によるということで提案をしております。

32ページをお願いします。県営及び町営土地改良事業の受益者負担割合について載せております。次のページまで載せております。各町でそれぞれ取り組んでおられます県営、町営の土地改良事業でございます。負担割合の調整ということで、県営地盤沈下対策事業の受益者負担割合について3町間で違いがあります。これらの受益者負担割合の調整でございますが、これにつきましては調整の内容ということで挙げておりますように、「従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する」ということにしております。

34ページをお願いいたします。主な町の単独事業、農道の状況ということで載せております。農道につきましては、平成15年8月1日現在で3町合計で路線数が1,074本、延長は38万9,157メートルであります。舗装率は77.9%となっております。先ほど調整の内容で申しましたように、農道につきましては現行のとおり新町に引き継ぐということにしております。

35ページをお願いいたします。土地改良区についてでございます。調整の内容といたしましては、現行のとおり引き継ぐということにしております。具体的な調整といたしまして、公共的団体の取扱いで確認をしていただきましたように、その内容を具体的内容ということで挙げておりまして、「将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める」ということにしております。

	<p>36ページをお願いいたします。林務関係についてでございます。調整の具体的内容ということで、「森林整備計画については、新町において策定する」こととしております。</p> <p>森林整備計画は、現在、白石町と有明町の2町が策定しております。福富町につきましては山林がございませんのでそういうことです。新町として一体的に計画をつくり、関連する施策を進めていこうというものであります。</p> <p>また、林道の整備状況ということでここに載せておりますように、平成15年8月1日現在で路線数が9本、延長1万8,633メートルであります。舗装率は87.9%ということになっております。これも農道と同様、現行のとおり新町に引き継ぐということで提案をしております。</p> <p>以上をもちまして、協議第37号、協議第38号につきましての提案説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>協議第38号【農林業の取扱い】についての説明が終わりましたが、質問、意見はございませんか。</p>
小 野 委 員	<p>福富町の小野でございます。31ページですけれども、白石町の例によるということで4%が2%になるということでございますけれども、この金額がどのくらいになるのか、金額だけ教えていただきたいと思えます。ほかには申しません。</p>
議 長	<p>農家負担額ですか。</p>
小 野 委 員	<p>はい。</p>
産業経済副部長	<p>白石町の溝上です。負担割合については、現在まだ決まっておりませんが、あくまで私の試算ということで聞いていただきたいと思います。白石町の場合は、白石、福富、有明を合わせた耕地面積の約半分ということで、今から白石町の部分を説明しますので、その倍が3町の方だということをお願いしたいと思います。</p> <p>まず、4%が基本ですので、町と農家の負担というものが4億2,900万円ずつです。それで6%と2%にした場合に、町が6億4,350万円、農家が2億1,450万円ということで、2億1,450万円の掛ける2ですね、4億2,000万円程度が3町の農家の負担額ということになっております。</p>

議 長	これは負担総額ですね。
産業経済部会長	負担総額です。あくまで試算ということです。
議 長	面積当たりということになると、全面積でこれを割るということになります。 ほかに何かございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ないようでございますので、協議第38号【農林業の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。 次に、協議第39号【水産業の取扱い】を議題といたします。 これについて事務局から説明をお願いいたします。
局 長	それでは、協議第39号【水産業の取扱い】につきまして、ご説明をいたします。 37ページでございます。水産業の取扱いの中で、町管理の漁港の設置状況ということで下に載せております。福富町が1漁港、有明町が2漁港ということであります。これらの漁港につきましては、現行のとおり新町に引き継ぐということにいたしております。 38ページをお願いいたします。特定漁港漁場整備事業ということで、白石町と有明町がこの事業に取り組まれておまして、新有明漁港の整備をされているところです。また、漁港漁場機能高度化統合補助事業ということで福富町が取り組まれております。住ノ江漁港の整備を行っております。この2つの事業につきましては、新町においても引き続き実施をするということにしております。 次に、資材置き場占用使用料の補助金についてでございます。この補助金につきましては白石町が実施をされておまして、この調整につきましては、「従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する」ということとしております。 39ページをお願いします。漁港施設の使用料についてでございます。福富町と有明町とも使用料の額につきましては同額でございます。そういうことで漁港施設の使用料につきましては現行のとおりということとしております。 以上、簡単ですが、協議第39号【水産業の取扱い】につきまして説

議	<p>明を終わります。よろしく申し上げます。</p> <p>長  ただいま説明をいただきましたけれども、この内容等についてご意見あるいは質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長  なしということでございますので、協議第39号【水産業の取扱い】については、了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第40号【商工観光の取扱い】を議題といたします。</p> <p>これについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
局	<p>長  それでは、協議第40号【商工観光の取扱い】につきまして、説明をいたします。</p> <p>調整の内容といたしましては、「1. 商工関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、次のとおり取扱うものとする。(1)国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。(2)町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。2. 観光関係事業については、観光資源の有効活用を図るよう、新町において調整する。」、こういうことの調整内容となっております。</p> <p>下の方に国県の主な事業ということで、次のページにかけまして載せておりますのでご参照いただきたいと思います。</p> <p>次に、町単独事業についてでございますが、調整の内容にありますように、「従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整をする」ということになっております。現在、各町は地場産業の育成、既存商店街の活性化ということで進めておられますので、新町になりましても商工会への支援、地場産業の育成強化、企業誘致などを重点に振興を図ることとしております。</p> <p>42ページです。町単独事業に関する調整の具体的内容についてということで説明をいたします。中小企業の融資制度につきましては、福富町を除く2町が実施されておりますが、融資対象、融資条件には変わりはありません。合併時に白石町の例によるということになっております。ただし、預託金額、町からの信用保証協会への貸付金でございますが、新町で預託金額につきましては調整をすることとしております。また、現在の制度の利用者は、当然、現行のままということになります。</p> <p>次に、企業誘致についてです。資料は43ページです。福富町を除く</p>

	<p>2町で条例を定めておられます。町内への進出企業に対しまして固定資産税の減免措置を講じられております。調整案といたしましては、合併時に新町全体の均衡を保つように調整をすることとしております。</p> <p>次に、下の方に商工会の補助ということで載せております。各町の実情により補助金の額が違っております。この調整案といたしましては、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整をすることとしております。</p> <p>44ページでございます。観光関係につきましてでございます。具体的内容といたしまして、観光資源、イベント、地場産品を挙げております。3町には名所旧跡などの観光資源があります。それにまつわるイベントなども実施されております。地場産品につきましても全国に通用するものがあります。そのため、新町におきましても、名所旧跡につきましては、観光資源の整備、マップづくりによるネットワーク化、観光及び地場産品などの情報提供などを重点に、新町としての観光振興策を図っていきたいと考えて、こういう調整内容としております。</p> <p>また、イベントにつきましては、観光資源の1つとして新町一体として取り組むべきか、地域性を考慮すべきものであるかなどを新町で検討し、観光客誘致に向けた努力をしていきたいということで調整の内容といたしております。</p> <p>地場産品につきましても、資料の45ページに載せておりますが、先ほど申しましたように直売所等がございますので、その点も含めまして情報発信、PRなどを行い、その普及を図りたいということで、こういう調整の内容といたしております。</p> <p>以上、簡単ですが、協議第40号【商工観光の取扱い】について、提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議長                      ただいま説明がございましたけれども、この内容等についてご意見、ご質問がございましたら出していただきたいと思っております。</p> <p>樋口委員                有明町の樋口でございます。42ページの商工観光の取扱いの商工関係町単独事業の第3項目、「商工会補助については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する」となっております。皆さん、ご存じのとおり、日本はかつてない不況に見舞われております。この3町でもほとんどの人たちが四苦八苦し、中には夜逃げされ、また財産をなくして、生活するのがやっとというところまで追い込まれたような状態でございます。その中で商工会はその人たちをどうしようかというこ</p>
--	---

		<p>とで一生懸命救済事業等を行いながら四苦八苦して、現在、事業等を行っている状況でございます。</p> <p>そこで、これからもぜひお願いしたいことがございまして、第3の項目を「商工会補助については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町においても商工会の合併時まで現行どおり実施する」ということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、提案いたします。</p>
議	長	<p>今、樋口委員さんから出ておりますのは、商工観光の取扱いの中の調整の具体的内容、「商工会補助については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する」となっておりますけれども、「…尊重し、…合併までは現行どおり」というのは、恐らく町村合併と一緒にならないという前提のことだろうと思いますけれども、そういうことですか。</p>
	樋口委員	<p>行政合併とは違って、商工会もいずれは合併しなければならないと思っております。それで商工会の合併までは現行どおりお願いしたいという要望でございます。</p>
議	長	<p>商工会の合併が町村合併と一緒にならないという前提でございまして、商工会の合併までは現行どおりというのは、現行、3町でもってそれぞれ助成をしている助成金のことが43ページの一番下に書いてありますけれども、そういうことでお願いをしたいという意見がございます。このことについてほかの方、関連して何かございましたら。</p>
	副島委員	<p>白石の副島でございます。商工会の補助金については、6町合併協議会の折にもお願いしたいということでお話をさせていただきましたけれども、商工会の経営指導強化と、サービスの低下防止のために現体制を確保するためということで、今のご提案については賛同いたしますし、ぜひともお願いしたいと思います。</p>
議	長	<p>今の副島委員の意見は、樋口委員に賛同するというところのご意見でございますが、ほかに何かございませんか。</p> <p>幹事会の方でもいろいろご議論いただいていると思いますので、幹事長の方から説明いただきたいと思います。</p>
	幹事長	<p>具体的にどうこうするという協議までは幹事会ではいたしておりませ</p>

	<p>んが、42ページの調整の具体的内容の3番の文面は、これを解釈いたしますと、新町において調整するということでもありますので、当然、合併の成立までは従来の、現行どおり実施をするという解釈になると思います。町村合併の成立と商工会の合併の成立の期間がずれるということもあり得ると思います。こういう場合には新町の町長さんの政策の中で決定されるというふうに考えるのが一番妥当だろうというふうに考えております。</p>
樋口委員	<p>我々、職員等が3町合わせて約20名近くおると思うんですが、彼らのことも考え、財産等もございませぬ。そこら辺で行政の合併が17年1月1日ということで目標にされておりますけど、商工会の合併は、とてもそれでは無理です。1年先か2年先になるかわかりませぬ。来年の1月からは商工会の合併も3町でしょうということで話をしております。</p> <p>そこで、1年か2年先、3年先になるかわかりませぬけど、できるだけ早く商工会の合併をしようということでしておりますので、それまではぜひ現行のままの補助金をいただかないと、商工会はさっき言ったように四苦八苦しているのが現状でございますので、申しわけございませぬが、さっき言ったように「実施する」という文句を付け加えていただければなという希望でございます。</p>
議長	<p>このことについて関連した質問なり意見がございましたら出していただきたいと思っております。</p>
久原委員	<p>樋口委員さん、あるいは副島委員さんの意見には賛同いたします。商工会に限らず、各種団体等に対していろんな補助政策があろうと思うわけですね。そこら辺の方々がどういったふうに受けとめられるかなということをおもうときに、この協議会でそういったことが決められるのかな、どうかなという疑問点が若干ございませぬ。さっきも幹事長の方から申されましたように、いわゆる新町の町長の政策判断、あるいは議会の承認なりが当然伴うわけでもございませぬし、そういった既得権的な扱いではどうかなと。当然、こういった額については、私は商工会の事情もよくわかりますので、額については継続してやっていただきたいという希望はあるものの、そういった全体的な各種団体等とのその辺の兼ね合いの中でバランスよくいくのかなという若干の疑問がございませぬので、その辺は新町になってからぜひ、これは継続はしていただきたいものの、各種団体とのそういった面での調整を十分踏まえた中でお願いした</p>

議	<p>いというふうに思います。</p> <p>長      ほかになにかございませんか。なければ暫時休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">( 休 憩 )</p>
議	<p>長      再開いたします。</p> <p>休憩中の話にもありましたように、全く無視をするということではなくて、今後、事務的な詰めの中でもそういうことはできるだけ、これは商工会だけではございません、ほかの団体もひっくめてでございますけれども、配慮が必要な部分も当然出てまいりますので、そこでまた協議をしていただくということにさせていただきたいと思っております。</p> <p>ほかになにかございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長      ほか意見もないということでございますので、協議第40号【商工観光の取扱い】につきましては、ご了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長      どうもありがとうございました。</p> <p>次に、協議第41号【建設関係事業の取扱い】、協議第42号【公営住宅の取扱い】を一括して事務局の方から説明をいただき、それぞれご意見を賜りたいと思っております。</p>
局	<p>長      それでは、協議第41号、協議第42号につきまして一括して提案説明をいたします。</p> <p>まず、協議第41号【建設関係事業の取扱い】でございます。</p> <p>資料につきましては46ページでございます。調整の内容ということで挙げております。「1.建設関係事業については、次のとおり取扱うものとする。(1)建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。(2)建設関係町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。2.道路占用料については、3町相違ないため現行のとおりとする。3.町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。」という調整の内容としております。</p>



建設関係事業の全般的なことに係ることにつきましては、現在、策定をしております新町の建設計画を基本に、新町において新町の総合計画が策定されることになるわけですが、この計画に基づき計画的に事業を実施していきたいということで考えております。また、継続をしている事業につきましては、当然、新町においても引き続き実施をしていくということになります。

建設関係町単独事業ということで下の方に挙げておりますが、建設関係の単独事業につきましては、各町で補助に違いが見られます。これにつきましては従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整することとしております。

47ページから48ページにつきましては、道路占用料を載せております。これにつきましては3町とも違いがございませんので、道路占用料につきましては現行のとおりということでしております。

49ページをお願いします。町道関係でございます。1級、2級のいわゆる基幹町道とその他の町道ということで分類をしております。3町合計いたしますと、町道については路線数が505路線ございます。実延長が40万7,591メートルとなっております。これらの町道につきましては、各町とも議会の議決を得て認定をされておりますので、現行どおり新町に引き継ぐこととしております。ただし、合併した場合には、路線名、起点、終点、これらの変更が考えられますので、その点につきましては新町において調整が必要かと考えております。

次に、協議第42号【公営住宅の取扱い】について説明をさせていただきます。

資料は50ページでございます。調整の内容ということで、「1.住宅建設関係事業について、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。2.住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。」ということにしております。

次に、具体的な調整内容ということで説明をいたしますが、住宅関係事業につきましては、建設関係事業同様に、新町において策定する新町の総合計画に基づきまして計画的に事業を実施していきたいということで考えております。また、継続している事業につきましても、新町においても引き続き実施をしていくということになります。

次に、住宅の使用料についてでございます。住宅使用料は下の方に家賃の算定方式ということで載せておりますが、これに基づきまして3町とも算定をしております。合併に伴いまして各住宅の立地係数等に変更

	<p>が生ずることが予想されますが、現に居住されている方々への影響等を考慮いたしまして、住宅の使用料につきましては、当分の間現行のとおりとし、随時調整をしていくということで考えております。</p> <p>以上、簡単ですが、協議第41号、協議第42号につきましての提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>協議第41号【建設関係事業の取扱い】について、ご意見がございましたら出していただきたいと思っております。</p>
<p>久原委員</p>	<p>46ページの中でちょっとお尋ねをしてみたいと思っておりますけれども、中ほどの道路整備事業費補助という中で、白石町さんについては部落道の舗装事業なり、有明町さんについては区道の舗装事業に対する補助事業がございますけれども、福富ではこういった事例がないものですから、部落道とか区道という性格のものはどういったものなのだろうかというところと、もし合併後については、町道で管理ができないものかなというような疑問を感じましたので、その辺はいかがなものでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>町道で管理という部分については、幹事会での議論について話をさせていただきますけれども、福富町の場合のないという話の中で、これは全くないかということ、ちょっとわからん部分がありますけれども、例えば、町道でない部分とか集落道というのは、圃場整備、モデル事業でかなり取り組んだ部分が福富町の場合あるわけですね。それから干拓地等の農地整備事業、こういうもので取り組んでいる部分があって、福富の場合、単独のものがほとんどございませんので、短い、小さいものはあるかもわかりませんが、ほとんどないという形になっております。</p> <p>今質問があった町道としての取扱いができないかという話は、幹事会の方でご意見がございましたらお願いいたします。専門部会の方からよろしくお願いいたします。</p>
<p>建設副部長</p>	<p>有明町の片渕と申します。お答えをいたします。</p> <p>区道というのはどういうものかというご質問でございます。これは有明町の場合は区で管理をしていただいている部分の道路を町が補助を出してやっております。現在、各町、里道があると思っておりますけれども、里道は国の方から譲与申請をやっております。これは16年度まで譲与を各町にされるようになっておりますので、その分が里道、区道、そ</p>

	<p>うものだと思っております。</p> <p>白石町さんの方に部落道舗装事業ということで挙がっておりますが、これは現在、白石町の方はないそうでございます。有明町は区道の管理については、区道舗装という形で補助をいたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>私の方からですけれども、幅員というのは大体どれぐらいのものまでされておりますか。</p>
<p>建設副部長</p>	<p>幅員は、大体1.8メートルぐらいじゃないかと思っております。3メートル以上あるところもあると思いますけれども、大体1.8メートルぐらいではないかと思っております。</p>
<p>片渕（弘）委員</p>	<p>有明の片渕ですけれども、古い時代に、山道とかそういうところに国有財産として残った道がございます。例えば、集落の中に、昔の往還ですけど、幅は2尺か3尺という道がございます。そういうのは土地は国有財産で、利用されている方々、地域の方々が管理をされております。だから、車が通るから舗装するということがばかりではございませんけれども、区の方々が管理されている道路については区道舗装ということで補助しております。だからといって、舗装するのが年に何本も出てきたり、たくさんということではございませんけれども、昔の往還ですけど、集落の中にありますから幅員が広がっていくというようなことはございませんけれども、そういうものでございます。だから、白石町の集落道というものも余り変わらないんじゃないかと思っておりますけれども。</p>
<p>議 長</p>	<p>比較的小さな里道というふうに、1.8メートル前後、あるいはもっと小さいもの、そういうことがあるようですけれども、そういうふうなご理解で、このことについては比較的小さいものということになると町管理がいいかどうかというのは、これはむしろ後の方に譲ってもいいのかなというふうに思いますけれども、こういうことで提案どおりにさせていただきたいと思っております。</p> <p>ほかの方、何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>なしということでございますので、協議第41号【建設関係事業の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>たきます。</p> <p>次に、協議第42号【公営住宅の取扱い】について、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、協議第42号【公営住宅の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第43号【上水道の取扱い】、協議第44号【下水道の取扱い】を一括して議題とさせていただきたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、協議第43号、協議第44号を一括して提案説明をいたしたいと思います。</p> <p>まず、協議第43号【上水道の取扱い】について説明をいたします。</p> <p>資料につきましては51ページです。下の方に3町の給水区域ということで3町ごとに挙げております。ただ、各町間では、一部、町を越えた給水区域を設定されている町もございます。その水源につきましては、白石町、有明町につきましては西部広域水道からの受水であります。福富町においては、西部広域水道と西佐賀水道企業団より受水をされている現状でございます。これらの給水区域につきましては、現状を踏まえまして、調整内容に挙げておりますように、「水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ」ということで提案をいたしております。</p> <p>52ページをお願いします。水道使用料の状況ということで挙げております。各町それぞれ家庭用なり営業用として基本料金が定められております。白石町、有明町では基本料金は10立方メートルまでということになっております。また、福祉サービスの面から5立方メートルの基本料金も設定されておまして、2段階の基本料金ということになっております。2町の現行水道料金を勘案しながら、料金といたしましては別表1ということで下の方に調整案ということで挙げております。基本料金が税込みで5立方メートルまでは1,680円、6立方メートルから10立方メートルまでは2,200円、超過料金につきましては、11立方メートルから30立方メートルまでは1立方メートルにつき320円、31立方メートルから3,000立方メートルまでは340円、3,001立方メートル以上につきましては250円ということになってお</p>

ります。また、臨時用ということで、基本料金10立方メートルまでは4,400円、10立方メートル以上につきましては1立方メートル当たり490円ということで提案をしております。

この料金につきましては、白石町と有明町はそれぞれ現行の料金でやっておられますが、これは合併時に統一をするということでこういう調整をしております。

福富町につきましては、当面、西佐賀水道企業団の料金とすることしております。

53ページをお願いします。この表でございますが、各町の現在の料金表、調整案を挙げまして比較をしております。各段階別に比較をしていただければわかりになると思いますが、調整案といたしましては、同額か、それ以下の額という形での調整を行っております。

54ページをお願いします。水道の加入金とメーター使用料について挙げております。これは別表2に調整案ということで挙げております。

まず、新規加入金についてでございますが、合併時に福富町と同じ額ということに調整をしております。つまり西佐賀水道企業団の規定を準用した形での提案ということで調整を行っております。

次に、メーター使用料でございます。メーター使用料につきましては、水道使用料の徴収方法の1つの手段であります。こういうことを念頭に置きまして、新町においては、現在、白石町、有明町につきましては有償貸与ということになっておりますが、新町におきましては無償貸与ということしております。

次に、検針、水道料の料金徴収についてです。下の方に挙げておりますように、3町とも毎月行っておられます。そういうことから新町においても現行のとおりとするということとしております。

55ページをお願いします。協議第44号【下水道の取扱い】について説明をいたします。

調整の内容といたしましては、「下水道の取扱いにつきましては、住民サービスの低下をきたさぬよう快適な生活環境づくりに配慮し、調整に努める」としております。

(1)の下水道の整備につきましては、資料に載せておりますように、3町では福富町の一部、有明町の一部で農業集落排水事業により既に供用開始がされております。新町におきましても住民からの要望が強いものがありますので、下水道の推進をしていく必要があるわけですが、その推進に当たりましては、新しい町の下水道等の整備基本構想の計画を策定し、効率的、計画的に行っていきたいということで考えております。

(2)につきましては、農業集落排水分担金についてでございます。下の表にありますように、分担金の額は福富町、有明町とも1施設につきまして15万円ということで同じ額になっております。そういうことで現行のとおりとしております。

次に使用料についてでございます。これにつきましては56ページでございますが、使用料の算定方法について違いがあります。福富町については、現在、累進重量制ということで水道料を基本として算定がなされております。有明町につきましては、世帯割と世帯員割という形での下水道使用料の算定となっております。調整といたしまして、福富町が採用している水道料を基本とした累進重量制ということとしております。また、下水道の使用料の額については、下水道を普及・推進する立場から、額については維持管理費程度を賄える額を前提に、基本料金として10立方メートルまで1,400円、超過料金として10立方メートルから30立方メートルまで1立方メートル当たり200円、30立方メートルを超える分については1立方メートルにつき220円ということで調整を行っております。

57ページをお願いいたします。水洗化促進制度についてでございます。現在、福富町、有明町とも、資料に載せておりますように、借入者に対する利子補給を行っておられます。利子補給制度につきましては、自己資金で設置をされた方につきましては何も恩恵がないということから、杵島6町合併協議会で確認したことと同様に、使用料を減免することによって減免制度を設けたいということで調整を行っております。減免制度につきましては、供用開始から接続するまでの期間が1年以内では使用料の6カ月分を免除する、2年以内では使用料の4カ月分を免除する、3年以内では使用料の2カ月分を免除するというようにしております。

なお、現在、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐということにしております。

58ページでございます。浄化槽の設置整備事業関係でございます。白石、福富、有明3町の補助金の一覧表を人槽ごとに挙げております。有明町が国の基準額どおりで実施されております。調整の内容といたしましては、合併時に国の補助基準により実施をするということで、有明町同様、国の補助基準をもって行うということで提案をしております。

以上、協議第43号、協議第44号につきましてはの提案説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、協議第43号【上水道の取扱い】について、ご意見、ご質問がございましたら出していただきたいと思います。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>なしということでございますので、協議第43号【上水道の取扱い】については、ご了承をいただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第44号【下水道の取扱い】について、ご意見、ご質問ございますか。</p>
久原委員		<p>福富の久原でございます。55ページですが、調整内容の4項でございますけれども、「浄化槽設置整備事業については、合併時、国の補助基準により実施する」ということでございます。先ほど説明がございました58ページですね。福富の場合は国の基準額に対して町単独でもって上乘せ補助をしながら合併浄化槽の推進を図ってきたわけですが、それはなぜかといいますと、いわゆる集落排水事業との均衡を、それぞれの家庭の負担額を同じになそうというねらいの中でこれだけの上乗せ補助をやってきたわけです。新町になってから下水道の整備計画なりといったものを立てていかれるというふうに思っておりますけれども、上乘せ補助をしてやらないと、むしろ集落排水に加入された方が得をするといいますか、合併槽の家庭の負担額が非常に大きくなるということで、非常に不公平感が生じるという問題が出てまいります。</p> <p>そういうことで、集落排水の地域じゃなくても、集落排水が負担額が少なくて済むならば我々の地域もぜひ集落排水事業でやってくださいよというふうな要望が各地域から出てきたときに、財政上、非常に困難だというように思っております。集落排水では、大まかですけれども、福富の例で申し上げますと、1戸平均の事業費が約700万円程度です。これは若干の差はあると思いますが、そのくらい莫大な金が、財政支出が要るわけです。それよりもむしろ財政面から考えれば合併槽に手厚く補助をしてやった方が、むしろ財政支出は少ないという結果になるわけでございます。</p> <p>福富のとおりにやっていただければ、白石町の住民の方も、また有明町の住民の方も非常に助かりもしますし、今後の集落排水の計画もある程度集約をしながらの計画も立てていけるんじゃないかなと。また、これは財政との絡みもございますので、そういった観点から、原案は国の基準額ということでございますけれども、これは財政の都合もいろいろ</p>

<p>議 長</p>	<p>あろうと思うわけですが、ぜひ福富の方式でやっていただければ新町の住民全体が非常に喜んでいただけるんじゃないかなというふうにも思いますので、その点ご検討いただければと思います。</p>
<p>片渕（弘）委員</p>	<p>今、質問というか、ご意見をいただきましたが、ほかの方からございませんか。</p> <p>有明の片渕でございます。合併浄化槽の話が出ましたが、集合処理すること自体を、集落排水でもなさっていますけど、合併浄化槽も含めて新しい町でトータル的に管理をするというような方策も何かあるとも聞いておりますので、合併浄化槽、目下はこれはこれとしていただいて、集合処理するものと合併浄化槽を設置するものを同じ範囲で処理をしていただくような制度を後で考えていただければなと思います。国にはそういう制度があってやれる方策もある。そうすると、各戸がご負担なさる額は同じで、同じようなメンテナンス、維持管理費で、恩恵は同じようにこうむるけど、下水道と浄化槽の費用は、ばらばらあるところは浄化槽でいきます、まとまったところは集合処理でいきますというようなことができると思いますので、そういうことを考えていただいて、当面はこうしていただいたらなと思うんですけど、それが1つです。</p> <p>それから、文句でもないんですけども、何か考える方法がないのかなとさっきから考えているんですけど、下水道の料金を従量制にされるというのは、これももっともだなと、反対の理由にもならないんですけどね、ただね、うちが1戸当たり1,600円で、お1人だったら600円だから2,200円になります。福富町では、1日大体250リッターぐらい水を使うということで、普通は8トンまではいかないから、お1人住まいの方は1,500円になる。うちの料金を使ってくださいというと、お1人住まいの方を割高にするということにもつながりますから、やっぱり従量制がいいだろうなと片一方では思いながら、水道料金と兼ね合わせて、上水の利用量を減らす方策をとられて、水道は1トンだったですよ、5人家族だけどいうときも1,400円なんですよ、違う水をお使いになっても、下水道処理のときには同じ水が出てくる、わかりにくくしゃべってますけど。</p> <p>そういうことを含めると、一遍、下水道使用料が合併協議会の協議結果としてぱっと出ると、ああそうかという話になりますので、何かひと工夫、水の使用量と下水の処理量の把握の仕方が何かする方法がないか、検討してもらいたいなと思います。</p>



<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。これはそれぞれいろんな意見、理由があると思います。専門部会の方からお願いします。</p>
<p>上下水道部会長</p>	<p>部会の方からお答えします。</p> <p>久原委員ご指摘のように、このままいきますと農業集落排水の受益者と合併浄化槽の受益者には相当な開きが出てくるわけでございます。それについて部会の方では、新町になりますと、下水道等整備基本構想・計画を策定するわけでございますから、その中で合併浄化槽については、市町村設置型の合併浄化槽について今協議をいたしております。現在、合併浄化槽については、これだけの補助金を出して個人が設置する、維持管理も当然個人がするというふうになっておりますが、市町村設置型の合併浄化槽になりますと、農業集落排水同様、分担金が15万円程度になるかと思っております、はっきり言えませんが、その程度の分担金をいただいて、そして町が各個人の軒先を借りまして合併浄化槽を設置する。そして、当然、農業集落排水と同様に使用料金を徴収するということが市町村設置型の合併浄化槽というものを計画しているところでございます。そういうことでもって、農業集落排水、あるいは公共下水道と合併浄化槽のサービスの均衡を保つというふうを考えているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>あと使用料の問題で従量制というか、今まで有明町でやってこられたようなことの方、何か意見が出ている分があつてこういうことにしたということがあれば紹介いただきたいと思っております。</p>
<p>上下水道部会長</p>	<p>使用料についてでございますが、有明町においては農業集落排水の受益区域の中で、自家井戸といいますが、自己水源、そういうものを所有されている家庭がございまして、今後、新しい町になりますと上水道の使用料金でいくこととしておりますけれども、やはり下水道の自家井戸の使用水量についても当然料金に加味していくというふうを考えているところでございます。自己水源の使用水量のカウントというのは極めて難しい部分があるかと思っておりますが、この自己水源の使用量のカウントの方法については、今後、部会でよりよい方向で進めていく、どういうふうにするか協議していきたいというふう考えておるところでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>今の話は、市町村管理を考えていろいろ協議しているという中で、市町村管理で例えば15万円ということになりますと、ちょうど福富と同じような形になると思います、合併浄化槽は。ですから、この部分についてはまだ、今、当面はということが話の中でありましたように、一応こういう形でさせていただいて市町村管理型を取り入れるということになれば、またこの部分をもう一つ発展的に物事を考えていくということで、今、部会で考えているということですから、その点をご了解いただきたいと思います。</p> <p>もう1つは、料金の部分は、自家水道との絡み、あるいは水量節減、こういうことをやったりしておりますけれども、確かにそういう問題があります。福富町の場合は重量制にしておりますけれども、これは自家水道とか他の水源を使われるときには、その分は確認の上でちゃんと重量制と同じようにカウントしております。ですから、自家水道を別に使って下水道に使うと、ひょっとすると黙って使うと安うしてよかということですが、水道料も確かに安いかわかりませんが、それにプラス自家水道で計算していますから、実際に払う金は下水道料金としてほかの人との不公平性は生じないような形のやり方を福富の場合はやっていますから、必ずしもそれが100%いつかというときに、推定量がうまくいかない場合もありますけれども、そういう状況でございます。</p>
<p>久原委員</p>	<p>先ほど説明の中で、町で設置をして管理をしていくと、そういうことであればいわゆる集合処理の場合と負担が同一になるので均衡が保てると、これはごもっともで非常にいいことだというふうに思っております。ただ、これが実際にやるのが、合併と同時にそういうことができれば何の問題もないわけですが、これはそういう考え方だけで、いつかできるというのがまだ全く未定であるわけですね、それが何年後になるのかですね。それまでの間のことですね。町での管理型に移行するまでの期間、これは何年かかるか、今のところ全く予測できないわけですが、それまでの間は、できれば福富町の例によるということやっていただけたらというふうに思うわけです。</p>
<p>片瀬(弘)委員</p>	<p>有明の片瀬です。下水道の使用料が、合併協議会だよりも、これで決まると出てしまうと、皆さんがお思いになるのが少し心配だったから、会長さんがおっしゃるように、これをもとにして他の水源を使っているのもちゃんとしますよというようなことをきちっと皆さんに知らせ</p>

	<p>ていただいた方がいいなという思いですので。そうしないと、うちは水道料金はいつでも5トンだったから、今度から下水道の使用料は1,400円になるねと思ってしまう方を訂正するのは極めて難しゅうございますので、その点十分配慮していただいてこの料金は出していただきたいというお願いでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、わかりました。今、2つ質問がございましたけれども、1つは、いつから管理型に移るか、その間で不公平感が後で出てこないかということから、その間の問題が1つ提起されております。</p> <p>それから、料金については、今、片渕委員から出たのは、他の水源を使う場合は他の水源を加算するという事になれば理解できるだろうというような意見だろうと思いますけれども、そこら辺について専門部会なり事務局の方で何かご意見がございましたら。</p>
<p>上下水道部会長</p>	<p>部会の方からお答えいたします。</p> <p>他の水源、自家井戸、あるいは他のそれに類する水源を使用して汚水として排水した場合は、当然、その水量相当を加味して料金的に反映させるということで協議を進めたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのことを皆さんに知らせないと、このままで書いた形でいくと、知らせないと誤解を受けるということだから、それは書いておいた方がいいとか、あるいはお知らせをした方がいいんじゃないかという意見ですから、そのことについてどうなのかということ。</p> <p>それから、町村管理型を取り入れるようなことを研究していくということだけれども、それがいつになるかという話ですね。そうしないと、例えば2年後にしたという、2年間の間には不公平が出てくるというようなことがあるから、それができないのかという話です。そこら辺の協議はされてないですかね。部会の方でどういう協議をされたのかということがもしあれば。</p>
<p>堤 委 員</p>	<p>どっちになっているのか、さっぱりわからないような状況でございますが、どっちか片方ずっとさばかして行ってほしいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>2つ意見が出ているのを答えてくださいと今言っているわけです。料金の問題と設置の補助の問題、この2つですよ。</p> <p>暫時休憩させていただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">( 休 憩 )</p> <p>再開いたします。</p> <p>今、協議第 4 4 号の下水道の取扱いについていろいろご質問を受けておりますけれども、この協議第 4 4 号【下水道の取扱い】については、継続協議とさせていただくということでご理解をいただきたいと思ます。後、専門部会、そして幹事会等で今の意見についてはご検討を願うということでご了承をいただきたいと思ます。ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>協議項目については、これですべて終わりますけれども、後、引き続き事務局の方からその他の事項についてご説明をお願いし、皆さんにお話をさせていただきたいと思ます。</p>
<p>次 長</p>	<p>資料の 5 9 ページから 6 1 ページまで、新町建設計画についてということで資料をおつけしております。建設計画につきましては、来年 1 月 1 5 日の第 5 回協議会に本提案をするという形にしておりますけれども、その前に建設計画の基本となります部分、基本理念、将来像、基本方針、地域別整備方針、この部分につきまして委員の皆様方のご意見をお聞きし、その意見を踏まえた上で来月の本提案に向けたいというふうに考えておりますので、委員の皆さん方のいろんなご意見をお伺いしたいと思っております。</p> <p>それでは、資料の 5 9 ページ、まず基本理念です。新しい町が目指す概念、新しい町のキャッチフレーズというような形になりますが、「人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち」という基本理念を掲げております。</p> <p>まちづくりを進める上では、まず人が欠かせないということから、子供からお年寄りまですべての人にスポットを当てたいと考えているところでございます。その中でも、ここにありますように、「子育て支援と健康づくり」を重点的にやっていきたいというふうに考えております。健やかに子供たちが育っていくように子育て支援に配慮したまちづくり、それと健康ということで将来を楽しく過ごしていただくための健康づくり、そういった部分を主にやっていきたいというふうと思っております。</p>

ります。

次に、「大地」という部分にスポットを当てております。3町には杵島山、白石平野、有明海といった自然がございます。この自然環境を守り、その恵みを受けていきたいということでございます。環境を保全し、その恵みを受ける。また、環境を保全するといったサイクルをつくりながら、私たちの生活と自然が共生をしていくということが大切だろうというふうに考えております。人に活気があふれて、3町の豊かな自然環境の恵みを受けて共生をしていくということで町に活気が生まれる。このことから今度は地域の基幹産業であります農業、水産業、商業といった部分の振興につながり、さらに活力のある町になるというふうに考えておまして、そういったものすべてを通じまして豊穰のあるまちづくりを目指していきたいと思っております。

それと、この基本理念を実現していくために具体的な目標ということで5つの将来像を掲げております。

1つ目が、自然環境への配慮と生活の利便性を通じて住に関するまちづくりということで、「ゆとりある快適な住みよいまち」。

2つ目の将来像が、保健・福祉面から人の支援に関するまちづくりということで、「健やかで安心できるやさしいまち」。

3つ目が、産業面の支援による活力あるまちづくりということで、「活気と魅力のある豊かなまち」。

4つ目が、人や地域文化の育成に関するまちづくりということで、「個性豊かな人と文化を育むまち」。

5つ目が、住民と行政が一緒になって取り組むまちづくりということで、「参加と交流で築く開かれたまち」という5つを掲げております。

次のページを開いていただきますと、それぞれの将来像をもとに基本方針というのがございまして、全部で20の基本方針を掲げております。この基本方針に基づく施策を新しい町では展開していくということになるかと思えます。

次に、61ページ、地域別整備方針ということでございます。さきに掲げました基本理念、将来像は、全体的に町全体で実施をしていくということになります。しかし、ここでは現在の土地利用の状況を考えながら地域別にどういった整備を重点的に行っていくかということでございます。白石平野の真ん中に住宅ゾーンといったものをつくるということは基本理念の「人と大地」という部分とは相反するような形になりますので、地域特性を考えて4つのゾーン化を行っていくとするものがあります。

議 長	<p>1つ目が、「人とももののにぎわいゾーン」ということで、国道207号、県道武雄福富線の沿線を考えておりまして、生活基盤、商業基盤の整備強化といったことを図っていくゾーンになろうかと思えます。</p> <p>2つ目が、「食とくらしの快適ゾーン」ということで、ここが白石平野を中心とする部分です。自然環境の保全、生活環境、住環境といった整備に力を入れて自然との共生を図っていく。主に農業の振興に力を入れていく、そういったゾーンになろうかと思えます。</p> <p>3つ目が、「まえうみ（有明海）とのふれあいゾーン」ということで、有明海とのふれあいゾーン、ここも自然環境を生かしながら整備をしていくゾーンということでありまして、水産業の振興に力を入れていくゾーンという形になろうかと思えます。</p> <p>4つ目が、「古代ロマンの歴史・文化ゾーン」ということで、杵島山周辺の歴史的文化的文化財の保護・保存、そういったものからすべての人が楽しめるような、そして観光資源となるような整備を行うゾーンということでもあります。</p> <p>以上、3枚でございますけれども、ここが基本となる部分だということで、今日、できましたら皆さん方のご意見をお伺いすることができたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今、建設計画の基本理念、あるいは方針、こういうことについて説明をいただきました。次の協議会でもって皆さん方のご意見をお聞きし、議論をさせていただきたいというふうに思っておるわけでございますけれども、今日、話を聞かれて意見等がございましたらお願ひしたいということ。もう1つ、当日もございまして、次の機会までにいろいろご意見をお伺いできればと思っております。</p> <p>このことについて皆さんにぜひ考えてほしいのは、一口で言うなら、どんな町をつかっていくかということをお頭に置いていただきたいというふうに思っておるわけです。というのは、3町が合併して、そのまま合併したものが町ですよということじゃなくて、やはり新しい町を、どのようなまちづくりをしていくかということが1つあります。</p> <p>もう1つは、その中で、今までは住みよいまちづくりという話でこちらの発想を書いておりますけれども、むしろ外から見たときに、言うならば住んでみたいと思えるようなまちづくりというものを考えたときに、どういうことを考えればいいのか、そういうことを特に整理してみたいということで、中間のところ、「人と大地が うるおい 輝く 豊穰のまち」という形の中で整理をいたしておりますけれども、こちら</p>
-----	--

久原委員	<p>辺についても特にご意見をお伺いしたいなというふうに思っております。それから基本方針の柱立てですね。こういうことについてお伺いしたいと思います。</p> <p>今日は余り時間がございませんけれども、時間の許す限り、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>福富の久原ですが、61ページの地図にそれぞれ色分けをしてゾーン、区分といいますか、大まかなところと思いますけれども、してございます。特に、1番の「人ともとのにぎわいゾーン」ですね。福富の方向を見ても、このゾーンが大体役場の付近で終わっておるようです。住ノ江橋まではいっとらんわけですね。皆さんご存じのように、昔は住ノ江港ということで非常に栄えた街でもございますし、住宅も非常に多いところでもございます。そういうことで住ノ江橋まではいいないものですから、ぜひこの1番のゾーンを住ノ江橋の方まで若干延長してほしいなという思いをいたしたところでございます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>意見は意見として、こういう形で素案として出しておりますから、意見をぜひ、今ここでどうするこうするというのではなくて、先ほど言いましたように次の協議会までにいろいろ意見をいただければ、そのことをいろいろな形で検討したいと思っておりますので、今日なり、あるいは当日も結構ですけども、できれば当日までにご意見を伺えればありがたいと思っております。</p> <p>ほかにご意見ございませんか。</p>
江口委員	<p>有明町の江口です。今回の新町の建設計画というのは、我々ばかりじゃなくて、子孫のためにも真剣に考えていかなくてはならないというような感じを持っております。そういうようなことでこの協議が2回で終わるような話になっておりますけれども、果たして、そのくらいの回数でいいのかなというような感じがいたします。そういうようなことで、この計画の協議につきましては、少なくとも3回ぐらいは必要じゃないかというような考えを持っております。</p> <p>あと、基本方針が提起されておりますけれども、基本方針の内容等については、次回の1月15日に提出されるものなのか、その辺をお伺いいたします。</p>
議長	<p>事務局の方から、今後の協議のあり方を含めて考えていただいている</p>

	分についてご答弁をお願いします。
次	<p>長 まず、基本方針の肉づけ部分ですが、これは次回、本提案の中でお示ししていきたいというふうに考えております。</p> <p>協議回数につきましては、次回の1月15日は提案という形だけで、次の協議会で協議ということになっておりますので、その間3週間ほど、委員の皆様方が住民さんの意見を聞いていただくなり、ご自分の意見をまとめていただく、そういった時間的な余裕を持った上で協議をいただくという形にしているところでございます。</p>
議	<p>長 またずっとしていく中でも、中身を見ていただいて、確実にそうしますと言っても、どういうふうになっていくかという部分もありますので、お気づきの点はまたご指摘いただければと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 なしということでございますけれども、先ほど私からお願いしましたように、ご意見等は事務局なりそれぞれの町の企画の方にも、次の協議会前にご意見があれば出していただきたいし、協議会でも結構です。</p> <p>女性の方に特にお願いしたいのは、よく言われますのは、例えば女性の問題、あるいは活性化、活気あふれるという話を今しておりますけれども、こういう中で女性という問題をやっぱり1つの、例えば男女共同参画も一緒ですけれども、やっぱり活性化とか活気という中で女性がキーワードになる部分が結構多いだろうと思います。というのは、私は常々言うんですけれども、女性がいないところでは活気、あるいは活性化というのはないんだと、一緒にやっていかないと。例えば、結婚の問題にしてもそうだし、子育てにしても、いろんな問題にしても、やっぱり女性というまつわりがどうしてもあるわけですね。ぜひそういうことで女性の方々からもこちら辺のことを考えていただきたいなど、あるいはお知恵をかしていただきたいというふうに思っておるところでございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、建設計画については、ぜひ意見を出していただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>あと、事務局の方から何かございましたら、よろしく申し上げます。</p>
局	<p>長 それでは、事務局の方からご報告をさせていただきたいと思っております。</p>



	<p>新しい町の名称ということで募集をしておりましたが、昨日で募集期間が過ぎました。そういうことで前回の協議会で、募集が余りにも少ないですよということで委員の方にもお願いをしておりましたが、昨日で締め切った時点で事務局に来た分について参考のためにご報告させていただきたいと思います。</p> <p>今、事務局で集約をした部分につきましては、約560程度、事務局に募集が参っております。あと3町の方にもあっておりますので、最終的には多分600を上って700近くいくんじゃないかということで想定をしております。</p> <p>そういうことで、委員の皆様方、募集についてご努力をいただきまして本当にありがとうございました。これにつきましては事務局の方で集計をいたしまして、年明けて次の協議会、1月15日には集計の結果につきましてご報告ができるということで考えておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それと、次の協議会の日程でございますが、最後のページに載せております。第5回白石・福富・有明3町合併協議会につきましては、来年の1月15日、木曜日、福富町の公民館で行うということにしております。委員の皆様方、お忙しい中ではございましょうが、よろしくお願ひしたいと思います。来年の1月15日の協議会で47の協定項目がすべて提案できるという形になります。そういうことでよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、終わります。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の協議会の議題はすべて終了いたしました。皆さん方、長時間にわたりまして熱心にご審議、ご協議いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
副 会 長	<p>長時間にわたりましてご審議いただきまして、お疲れさまでございました。次回は、今報告がございましたとおり、1月15日、福富町公民館の2階でございます。順調に進んでまいっておりますので、どうか次回もご出席いただきますようお願いを申し上げまして、閉会といたします。ご苦勞さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 )</p>